

(別紙1)

## 富山駅観光総合案内所運営業務委託仕様書

### 1 目的

富山駅において、国内外からの旅行者等に対し、県内の観光案内だけでなく全国レベルの観光案内を実施するとともに、訪日外国人に対する多言語対応など、旅行者の満足度を高める広域観光案内所を運営することを目的とする。

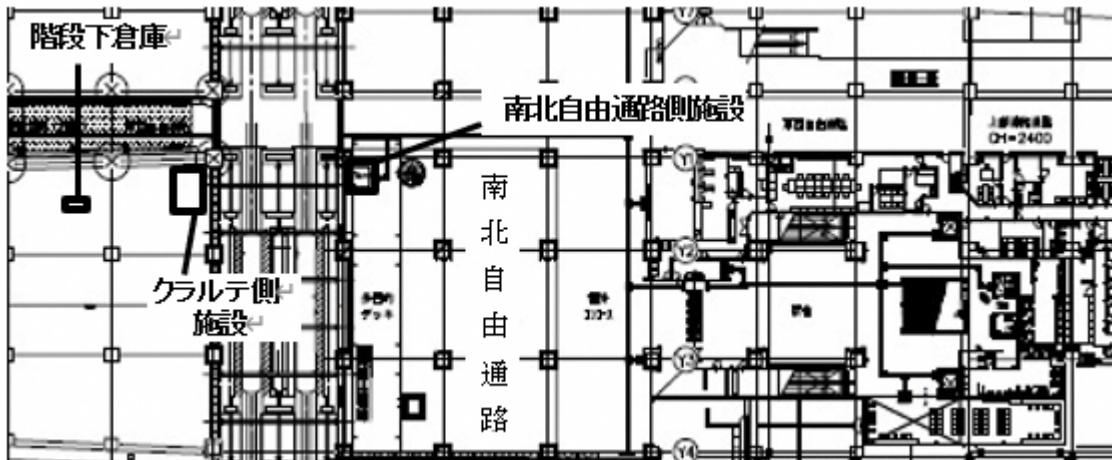
### 2 委託業務名

富山駅観光総合案内所運営業務委託

### 3 施設概要

#### (1) 富山駅観光総合案内所

〒930-0001 富山県富山市明輪町（下図面の太線で囲んだ場所）



(2) 面 積 15 m<sup>2</sup> (南北自由通路側施設)、25 m<sup>2</sup> (クラルテ側施設)、  
2.99 m<sup>2</sup> (クラルテ 1 階 階段下倉庫)

(3) 営業日 年中無休

(4) 営業時間 8 時から 20 時まで

### 4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 5 委託業務の内容

以下は、必要最小限の内容であり、その他については、提案事項とする。

#### (1) 観光案内

- ・観光庁「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」(令和5年3月<改訂版>)における外国人観光案内所のカテゴリー3の認定条件を満たすこと。
- ・日本人旅行者に対しても、カテゴリー3の認定条件となる提供サービス（全国の観光や交通の情報提供など）を日本語によりサービス提供すること。
- ・観光案内は、南北自由通路側施設及びクラルテ側施設で実施すること。

- ・観光案内を実施する人員を常時2名以上配置すること。(繁忙期の対応含む。)
- ・観光案内を実施するスタッフは、統一の服装を着用すること。

(2) 旅行者情報の収集

旅行者動向に係る情報(利用者の国別データや旅行目的、目的地等)を月毎に集計し、委託者へ報告すること。

(3) クーポンの販売等及びレンタルサービスの実施

- ・クーポンの販売等及びレンタルサービスを実施する人員を常時1名以上配置すること。(観光案内との兼務可)
- ・委託者「公益社団法人とやま観光推進機構、富山県知事旅行業登録第2-292号」が、着地型旅行商品等の販売のためクラルテ側施設に配置する職員(旅行業務取扱管理者、1名常駐)とも十分連携を図ること
- ・対象のクーポン等は下記のとおりとする。ただし、追加及び変更等がある場合は、都度協議のうえ、対応するものとする。

① クーポンの販売

- ・「富山湾鮭セットクーポン」を販売すること。
- ・クーポンの販売収入は、委託者に納付すること。
- ・クーポンの販売は、クラルテ側施設で実施すること。

② JTB「旅の過ごし方」クーポンサイトの引換え

- ・スマートフォンの二次元バーコード持参者に対し、該当のクーポン等を手交すること。

③ JR西日本「tabiwa by WESTER」における「富山湾鮭セットクーポン」の引換

- ・事前にキャッシュレスでチケットを購入し、スマートフォンで画面を提示した者に「富山湾鮭セットクーポン」を手交すること。

④ レンタルサービスの実施

- ・レンタルサービスを実施すること。
- ・収入が発生する場合は、クラルテ側施設で実施すること。なお、当該収入は受託者の収入としてよいものとする。
- ・業務内容に変更が生ずる場合は、委託者へ協議のうえ、承認を得ること。

(4) 施設や設備、備品等の管理

- ・施設や設備、備品等については、善良な管理者の注意をもって使用すること。
- ・施設や設備、備品等に異常を確認した場合は、速やかに委託者に連絡すること。
- ・施設や設備、備品等に係る施錠について、適切に管理・運用を行うこと。
- ・施設内は、常に清掃し清潔で良好な状態を維持すること。
- ・クラルテ側施設については、建築設備安全ガイドラインに基づき、日常点検を実施することとし、点検結果については、記録を四半期ごとに取りまとめ、委託者に報告すること。

(電気設備点検(月1回)、消防設備点検(週1回)、自動扉点検(日1回))

(5) 拾得物の取扱い

- ・拾得物の届出があった場合は、拾得物を適切に保管し、施設管理者(富山市)又は交番等へ確実に引き継ぐものとする。
- ・拾得物の内容、場所、時間、届出者、対応者等を記録すること。
- ・詳細な取扱いについては、受託者と施設管理者が別途協議の上、決定するものとする。

## 6 経費等

委託者が管理し又は貸与するもの以外の設備・備品に要する経費は、委託料の対象外とする。また、受託者の負担とならない費用は以下のとおりとする。

- ・クラルテ側施設に係るデジタルサイネージシステム等保守管理、TOYAMA Free Wi-Fi 利用、自動扉保守管理、事業活動保険及び施設管理者賠償責任保険
- ・クラルテ側施設に係る固定電話料金、インターネット回線接続料金
- ・クーポンの販売等に係る備品（チケット保管庫、金庫）
- ・備品の修繕（委託者の管理・貸与のもので、受託者の過失によらない場合）
- ・使用施設に係る賃料、倉庫使用料、共同管理費、電気代、水道代、廃棄物処理代